

在シドニー日本国総領事館メールマガジン第 246 号 (2025 年 5 月号)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」登録者に自動的に配信されております。

【目次】

- 1 領事情報 (旅券発給体制の変更、マイナ免許証、オンライン申請とオンライン決済、マイナンバーカード申請・交付、DV 被害者支援、在留届と「たびレジ」、在外選挙人名簿登録)
- 2 治安・安全情報
- 3 日本文化関連行事
- 4 日本語補習授業校の教員募集
- 5 総領事通信・総領事館公式 SNS
- 6 休館日のお知らせ (5 月及び 6 月)

\*\*\*\*\*

1 領事情報

(1) 旅券発給体制の変更等に関するお知らせ

本年 3 月 24 日から、旅券の偽変造対策を強化するため、人定事項ページにプラスチック基材を用いた「2025 年旅券」の発給が開始されました。

在外公館で旅券申請を行うと、日本国内で旅券が作成され冊子が申請先の在外公館に配送されるため、申請から交付まで 2 週間-1 か月程度かかり、これまでと比べ旅券の発給に時間を要します。

そのため、旅券の紛失や盗難、有効期限の不足などにご注意いただき、必要に応じて早めの旅券申請を行ってください (旅券の残存有効期間が 1 年未満であれば申請手続きが可能となります)。

詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/2025-new-passport.pdf>

(2) マイナ免許証

本年 3 月 24 日から、運転免許に関する情報をマイナンバーカードに記録した「免許情報記録個人番号カード」(通称、マイナ免許証)の運用が開始されました。しかし、マイナ免許証はカード券面に運転免許証の情報が表示されず、日本国外では記録された情報を読み取ることができず、当地では無免許であるとされる可能性があります。ついては、当地で運転

等される場合には、従来の日本の運転免許証を取得し、当地に持参するようにしてください。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/kaigai/licence/index.html>

(3) 旅券、各種証明及び査証（観光一次のみ）のオンライン申請とオンライン決済  
旅券、各種証明及び査証（観光一次のみ）の申請はオンライン申請が利用できます（査証以外は事前にオンライン在留届（ORR ネット）への登録が必要です。）。

オンライン申請をされた方に限り、手数料をクレジットカード及びデビットカードでお支払いいただくことが可能です（査証の場合はクレジットカード及びデビットカードでのお支払いのみ）。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

(旅券)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consul\\_online\\_passport\\_info.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_online_passport_info.html)

(各種証明)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consul\\_online\\_shomei.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_online_shomei.html)

(査証)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/evisa\\_online\\_application.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_en/evisa_online_application.html)

(4) 在外公館における国外転出者用マイナンバーカードの申請・交付

昨年5月27日から在外公館における国外転出者用マイナンバーカードの申請・交付業務が開始されました。本件マイナンバーカードの申請対象者は、2015年10月5日以降に国外転出届を提出した日本国籍者（未成年者も含む）となります。具体的な申請・交付方法等についての詳細は以下のリンク先からご確認ください。

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/my\\_number\\_card.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/my_number_card.html)

(5) 「DV 被害者支援のための相談窓口」のお知らせ —DV 被害でお悩みの方へ—

当館は、当地でDV被害者等を支援する団体「Bonnie Support Service Ltd」と提携し、ドメスティック・バイオレンス（DV）で悩んでいる邦人のための相談窓口を開設しています。対象は、NSW州にお住まいの邦人女性（及び子供）で、相談者は、日本語によるサービスを受けることができます。DV被害でお悩みの方は、まずは下記相談窓口までご相談ください（NSW州以外の地域にお住まいの方については、情報提供やお近くの相談機関のご紹介を行います。）。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20230828dv.pdf>

(6) 在留届と「たびレジ」に関するお願い

外国に3か月以上滞在する日本人は、最寄りの大使館又は総領事館等に在留届を提出することが日本の法律（旅券法）で義務付けられています。在留届は、災害時の安否確認のため

に使用しますので、届出内容に変更（住所や同居家族の変更等）が生じた場合には変更届を、帰国の際には帰国届をご提出いただくようお願いいたします。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consul\\_residence\\_report.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_residence_report.html)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう「たびレジ」にご登録をお願いいたします。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

#### （7）在外選挙人名簿への登録

日本国外に居住されている満18歳以上の日本人は、国外からの投票を通じて国政選挙に参加することができます。国外で投票するには、在外選挙人名簿への登録が必要ですので、登録を済まされていない方は、最寄りの大使館又は総領事館等にて登録をお願いします。申請後、在外選挙人証を交付するまでに2か月程度を要します。本年夏に任期満了を迎える参議院議員の選挙が見込まれますので、在外投票を行うお考えがある場合は、お早めに在外選挙人名簿への登録手続きを行ってください。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

## 2 治安・安全情報

豪州は日本と同じく車両は左側通行であり、道路交通法のルールも類似しているため、運転は比較的容易とされることがあります。しかし、「歩行者用信号の青色表示が極端に短い」、「道路幅が狭く、車線数が突然減少するなどの地点が多い」などもあり、交通事故に遭いやすい環境とも言えるでしょう。NSW州における交通事故の発生状況（2023年統計から抜粋）や事故に遭った場合の対応について以下のとおり Q&A 方式でまとめましたので、参考にいただければ幸いです。

(Q1) NSW州ではどれだけの事故が発生しているのか。

(A) 12,959件の人身事故が発生し、16,349人が負傷、死亡事故は340件で303人が死亡しています。状態別では、四輪車への乗車中の事故が約7割を占めます。

(Q2) 曜日別、時間帯別での発生特徴はあるのか。

(A) 曜日別で大きく差はありませんが、金曜の発生率が若干高く（約15%）、日曜の発生率が最も低く（約12%）なっています。時間帯別では、午前6時から午後8時の間の発生率が高く、中でも午後2時から午後6時までの間の発生率が最も高くなっています。

(Q3) 四輪車では、どのような状況で多く事故が発生しているのか。

(A) 人身事故の約 8 割が以下の状況で発生しています。

- 脇見等による前方車両への追突
- 交差点での出会い頭衝突
- 交差点での右折車両と直進車両による衝突（いわゆる右直事故）
- 速度超過等による路外逸脱

このため、NSW 州交通局は、以下の 3 点を特に遵守するよう呼びかけています。

- 速度制限を守り、体調不良時は運転しない。
- 車間距離を保持し、早めのブレーキを心がける。
- 交差点通行時や追い越しの際は特に注意する。

(Q4) 事故に遭ったらどうしたらいいのか。

(A) 交通事故に遭った場合には、気持ちを落ち着けて、次のことを行ってください。

- 時間と場所及び相手の車両ナンバー等の確認
- 負傷者の救護（人身事故の場合は、「000」番に通報し、負傷者の救援を優先してください。）
- 警察への通報（次の場合には警察を呼んでください。）
  - ・人身事故の場合（負傷者がある場合）
  - ・相手方が免許証等を所持していない場合
  - ・飲酒運転の疑いがある場合
  - ・相手方が逃げようとする場合
  - ・相手方が情報の交換に応じようとしない場合
- 相手の確認と証拠保全の措置
  - ・相手の住所、氏名等は運転免許証等で必ず確認しましょう。
  - ・事後の過失の認定や車両の損害程度を明確にするため、可能であれば写真を撮っておきましょう。
  - ・後の交渉のため、目撃者がある場合には状況に応じ可能な限り「住所・氏名・電話番号」を聞いておきましょう。

### 3 日本文化関連行事

#### (1) 日本文化関連行事

- 「Crafting Life: Stories from the Japanese Studio」展（2025 年 4 月 11 日（金） - 9 月 27 日（土））

国際交流基金シドニー日本文化センターにて、日本 3 地域の工芸に関する展示を開催し、唐津陶芸家・土屋由紀子氏、漆芸アート集団・彦十蒔絵、伝統手芸ブランド／プロジェクト・大槌刺し子の作品を出展します。詳細は以下リンクをご参照ください。

<https://sydney.jp.gov.au/events/crafting-life/#1739920453975-f349ece5-b22a>

○にほんごよみきかせ会（2025年5月3日（土）午後2時30分-3時30分）

国際交流基金シドニー日本文化センターは、豪州けい（「つなぐ」の漢字）生語研究会との共催で、こどもの日をテーマににほんごよみきかせ会を開催します（予約不要）。後半では小さなこいのぼりを作成する予定です。また、同センターでは、この機会に等身大のよろい飾りを展示する予定です。詳細は以下のリンクをご参照ください。

<https://sydney.jpf.go.jp/events/japanese-storytime-for-children-05/>

なお、同センターでは館内図書の貸し出しも利用できますので、ご利用ください（貸出カード作成には豪州で発行された身分証の提示が必要となります。）。

○JFF Theater（無料配信・要アカウント登録）

国際交流基金は、映像作品配信ウェブサイト「JFF Theater」をオープンし、多言語字幕付きの日本映画を無料配信しています。詳細は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.jff.jpf.go.jp/>

○国際交流基金 インド太平洋パートナーシップ・プログラム

国際交流基金では、インド太平洋地域におけるパートナーシップと知的ネットワークの構築を目的としてフェローシップ・プログラムを実施しており、令和7年度 JFIPP リサーチフェローの公募を行っています（2025年6月16日（月）正午（日本時間）申請締め切り）。詳細は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.jpf.go.jp/j/project/intel/exchange/jfipp/research/index.html>

（2）NSW 州立美術館の無料日本語ガイドツアー

○常設展（入場無料）の日本語ガイドツアー（予約不要、それぞれ建物を入った所に集合。）

北新館（Naala Badu）毎週日曜日午後 1 時開始

南本館（Naala Nura）毎週金曜日午前 11 時開始

<https://www.artgallery.nsw.gov.au/visit/plan-your-visit/information-in-other-languages/japanese/>

○「リ・ウファン（Lee Ufan）Quiet Resonance」展（入場無料）

9月7日まで、南本館のアジア・ランタンギャラリーで開催中。毎週金曜日 11 時からの日本語ガイドツアーで、この展覧会もご案内しております。

○アーチボルド、ウィン、サルマン展（有料）

5月10日から8月17日まで、南本館地下2階で開催。日本語ツアーは6月7日から8月2

日の間、毎週土曜日午前 11 時開始（予約不要、事前に入場券をご購入いただき、展覧会会場入り口に集合。）。

（3）第 3 回にほんごスピーチフェスティバル（2025 年 9 月 27 日（土））出場者募集  
シドニー日本クラブ（JCS）と豪州けい（「つなぐ」の漢字）生語研究会は、9 月 27 日（土）に開催される第 3 回にほんごスピーチフェスティバルの出場者を募集しています。5 月 5 日（月）からエントリーの受付を開始し、小学生から高校生までエントリー可能です。詳細は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.keisho-australia.org/nihongo-speech-festival-2025>

#### 4 日本語補習授業校の教員募集

当館管轄地域にある以下の学校では教員を募集しています。ご関心のある方は、以下の学校のリンクやメール照会先を参照の上、各学校に直接ご連絡・ご応募ください。

○シドニー日本語土曜学校

<https://www.sssj.org.au/careers/>

○JCS 日本語学校シティ校

<https://cityschool.japanclubofsydney.org/recruitment/>

○JCS 日本語学校ダundas校

<https://dundas.japanclubofsydney.org/recruitment/>

○クカバラ日本語学校

<https://kookaburra-jps-sydney.amebaownd.com/pages/6452909/profile>

○フォレスト日本語学校

<https://www.forestjapaneseschool.org.au/contactus>

#### 5 総領事通信・総領事館公式 SNS

総領事館の行事や日本関連の行事、日本の文化情報等を発信しています。ご関心がありましたらフォローいただければ幸いです。

（山中総領事公式 Twitter）

<https://twitter.com/cgjapansydney>

（総領事館公式 Facebook）

<https://www.facebook.com/CGJSYD>

（総領事館公式 Instagram）

<https://www.instagram.com/CGJapanSyd/>

6 休館日のお知らせ（5月及び6月の休館日）

土日及び以下の日は休館いたします。

○6月9日（月）キングズ・バースデー

\*\*\*\*\*

在シドニー日本国総領事館

Level 12, 10'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話：(61-2) 9250-1000

Fax：(61-2) 9252-6600

Web：[http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm)

Email：[japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールに関してお気づきの点がございましたら、以下の当館代表メールアドレスに  
お気軽にご連絡ください。

[japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※本メールマガジンのバックナンバーは以下のページに掲載しています。

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/life\\_and\\_safety\\_mailimag.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_mailimag.html)